

つがる西北五広域連合臨時的任用職員管理規程

平成24年3月30日
訓 令 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、つがる西北五広域連合事務局に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第1項の規定により期限付で任用する非常勤職員又は同法第22条第5項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与その他身分の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(臨時職員の区分及び定義)

第2条 臨時職員は、非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員に区分し、それぞれの意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 非常勤職員 地方公務員法第17条第1項の規定により、勤務時間が1週27時間の範囲内で任用される者
- (2) 期限付臨時職員 地方公務員法第22条第5項の規定により、任用期間が6月以下の臨時の職に任用される者
- (3) 育児休業代替臨時職員 育児休業法第6条第1項第2号の規定により、育児休業をしている職員の代替として当該育児休業の期間の範囲内で1年を超えない任用期間で臨時的に任用される者

(職名)

第3条 臨時職員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤職員 非常勤事務員、非常勤技術員
- (2) 期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員 臨時事務手、臨時技術手

(任用)

第4条 臨時職員の任用は、任用通知書(様式第1号)を交付して行うものとする。

(任用期間の更新)

第5条 非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員の任用期間は、任用期間更新通知書(様式第2号)により更新することができる。この場合において、期限付臨時職員の更新期間は6月以内とする。

2 前項の期限付臨時職員の任用期間は、再度更新することができない。

(覚書)

第6条 非常勤職員及び期限付臨時職員は、任用された後速やかに自己の署名押印をした覚書(様式第3号)を広域連合長に提出しなければならない。

(再任用の制限)

第7条 期限付臨時職員であった者を再び期限付臨時職員として任用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、期限付臨時職員であった者を再度期限付臨時職員として任用することができる。この場合において、再任用は、1回に限るものとする。

- (1) 直前の任用期間が5月以内で、当該期間満了後1月以上経過した場合
- (2) 有資格者の確保が困難な場合

(給与)

第8条 臨時職員の給与は、予算の範囲内で別に定める。

(勤務時間)

第9条 臨時職員（非常勤職員を除く。）の勤務時間は、つがる西北五広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）で準用する五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年五所川原市条例第34号。以下「五所川原市勤務時間等条例」という。）第2条から第9条の2条までの規定の定めるところによる。

2 非常勤職員の勤務時間は、1日につき6時間を超えない範囲内で、1週27時間を超えないよう任用の都度定める。

（有給休暇）

第10条 臨時職員（非常勤職員のうちその任用予定期間が15日未満の職に任用される者を除く。）の有給休暇の種類及び期間は別表のとおりとする。

2 有給休暇の届出、願出、承認及び整理については、五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年五所川原市規則第21号。「以下五所川原市勤務時間等規則」という。）の規定の適用を受ける職員の例による。

（介護休暇）

第11条 介護休暇をする非常勤職員は、勤務時間等条例で準用する五所川原市勤務時間等条例第17条第1項の規定の適用を受ける職員の例による。

2 対象となる非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

3 要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合、介護休暇の期間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態にある間において連続する93日の範囲内の期間（再び介護を必要とする1の継続する状態となった場合は、93日から1の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に承認を受けた期間の末日までの日数を差し引いた日数）において必要と認められる期間を介護休暇とする。

4 介護休暇は、無給の休暇とする。

（服務）

第12条 臨時職員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、五所川原市職員服務規程（平成17年五所川原市訓令第14号）の規定を準用する。

（退職）

第13条 臨時職員が任用期間の途中で退職する場合の承認は、退職承認通知書（様式第4号）を交付して行う。

（解任）

第14条 広域連合長は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

（1）勤務実績が不良又は業務上必要な適格性を欠くと認められた場合

（2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（3）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

（4）職員としてふさわしくない非行があった場合

（解任の予告）

第15条 前条の規定により解任する場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の定めるところにより、その予告をしなければならない。

（安全及び衛生）

第16条 臨時職員の安全及び衛生については、五所川原市職員安全衛生規程（平成17年五所川原市訓令第15号）の規定を準用する。

（災害補償）

第17条 臨時職員の業務上の負傷、疾病若しくは死亡又は通勤途上の災害の補償については、労働者災害補償法（昭和22年法律第50条）又は青森県市町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年青森県市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところによる。

（委任）

第18条 この規程に定めるもののほか、臨時職員の任用等について必要な事項は広域連合長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

有給休暇の種類	説明及び期間
年次休暇	任用月数1箇月（任用の開始又は終了が、月の初日又は末日でない場合で、任用期間が15日以上の場合も1箇月とする。）につき1日とする。
結婚休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第1項第5号の例による。
育児休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第1項第8号の例による。
服忌休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第1項第13号の例による。
祭日休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第1項第14号の例による。
生理休暇	五所川原市勤務時間等規則第27条第4号の例による。
子の看護休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第1項第19号の例による。
夏季休暇	臨時職員の夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 1暦年の7月から9月までの期間内における、週休日、五所川原市勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日の範囲内の期間

備考

- 1 年次休暇の単位は、期限付臨時職員にあっては1日、半日又は1時間とし、非常勤職員にあっては1日又は1時間とする。
- 2 年次休暇を除くその他の休暇の日数中には、週休日及び休日を含むものとする。
- 3 臨時職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、残日数があり、かつ、当該臨時職員の任用期間が更新された場合は、更新後の任用期間において残日数を年次休暇として受けることができ

る。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことができない。

年 月 日

様

つがる西北五広域連合長



任 用 通 知 書

あなたを下記により臨時的に任用することになりましたので通知します。

記

- 1 職 名
- 2 任用期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 賃 金 基本賃金 月額 円
日額 円
時給 円
計算期間
支給日
- 4 勤務場所
- 5 勤務時間 午前 時 分から午後 時 分まで
(ただし、曜日は午前 時 分から午後 時 分までとする。)
- 6 休憩時間
- 7 勤務日
- 8 休 暇 別に交付する書面に記載するとおり

(注)任用する期限付臨時職員の勤務時間が正規職員と同一の場合は、5の勤務時間、6の休憩時間及び7の勤務日は記載を要しない。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

つがる西北五広域連合長



任 用 期 間 更 新 通 知 書

下記によりあなたの臨時的任用の期間を更新することになりましたので通知します。

記

更新任用期間	年	月	日から
	年	月	日まで

様式第3号(第6条関係)

覚 書

年 月 日

つがる西北五広域連合長

施設名
職氏名

印

私は、 年 月 日から 年 月 日まで
として任用されましたが、任用期間が更新されない場合は、 年 月 日で、
また任用期間が更新された場合は更新任用期間の終了日に任用が終了しても異議
ありません。

様式第4号(第13条関係)

年 月 日

様

つがる西北五広域連合長



退 職 承 認 通 知 書

年 月 日で退職することを承認します。